

大阪市規則第48号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年大阪市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1 略] 2 条例附則第2項の市規則で定める日は、 <u>令和11年3月31日</u> とする。	附 則 [1 同左] 2 条例附則第2項の市規則で定める日は、 <u>令和7年3月31日</u> とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。